

令和4年度事業報告

事業は、基本的に第33回理事会において承認され、第11回通常総会に報告した令和4年度事業計画に基づき実施した。詳細は以下のとおりである。

I 会議

1 総会

第11回通常総会

日 時 令和4年6月7日(火)

場 所 AP 秋葉原 東京都台東区秋葉原 1-1

秋葉原ビジネスセンター 電話 03-5289-9109

会議の目的事項

決議事項

第1号議案 令和3年度事業報告及び計算書類承認に関する件

第2号議案 役員報酬に関する件

第3号議案 役員を選任に関する件

以上の議案はいずれも異議なく承認された。

その他

報告事項

(1) 令和4年度事業計画及び収支予算に関する件

2 理事会

第34回理事会

日 時 令和4年4月26日付け 会長による書面理事会提案

令和4年5月12日 理事会の決議があったものとみなされた。

議案

第1号議案 令和3年度事業報告及び計算書類の承認

以上の議案は異議なく承認された。

第35回理事会

日 時 令和4年6月7日(火)

場 所 AP 秋葉原 東京都台東区秋葉原 1-1

秋葉原ビジネスセンター 電話 03-5289-9109

議案

第1号議案 会長、副会長、専務理事選任の件

以上の議案は異議なく承認された。

報告事項

代表理事・業務執行理事の職務執行状況報告

II くん蒸技術の普及及び安全対策事業

1 倉庫等くん蒸作業者の安全対策事業

- (1) 安全対策委員会を3月末に計画したが、新型コロナウイルス感染防止のため、開催は見合わせ、関係者に資料を送付した。
- (2) 臭化メチル中毒診断治療小委員会を引き続き設置した。「臭化メチル中毒患者に対する処理について」を昭和大学医学部山野教授及び山内准教授の協力を得て、8月に改訂版を発行し、その活用を図るため、ホームページで公開するとともに講習会等を通じて関係者に周知した。
- (3) 植物検疫くん蒸作業主任者及びくん蒸関係者に対する講習会(再講習及び木材こん包材技術講習)については、昨年続き、非対面で10月3日から24日まで実施し、再講習は222名、技術講習は3名が受講した。

2 土壌くん蒸安全対策事業

土壌くん蒸薬剤について、安全かつ適切に使用するため、クロルピクリン剤の重点県については巡回指導員の研修を実施する等、指導の充実に努め事故防止の徹底を図った。

3 くん蒸技術の普及事業

- (1) 新しく開発されたくん蒸技術に関し、その的確・安全な使用の普及を図った。本年度は、昨年に引き続き栗生果実のくん蒸におけるヨウ化メチル剤の適切な使用を普及するため重点的に取り組んだ。
- (2) 平成29年度まで実施した農食委託事業における成果のアウトリーチ活動として、農林水産省、植物防疫所等の関係官庁及びくん蒸業・倉庫業界等を対象にサイロ空間部投薬循環方式によるリン化アルミニウムくん蒸法の普及を図った。
- (3) 「国際基準 No.15」で規定されている輸出梱包用木材に関する臭化メチルくん蒸による消毒について、適切に処理できるよう関係者に対する講習会を実施した。

III くん蒸等防除技術の開発・調査事業

1 倉庫等くん蒸技術開発・調査事業

- (1) レギュラトリーサイエンス研究推進委託事業のうち、短期課題解決型研究「臭化メチルの飼料用植物への使用に関する安全性の確保」のための科学的データを集積した。
 - ① 安全性の高い消毒方法の確立に係る研究：臭化メチルの残留が生じにくい消毒方法(排気方法)の検索
 - ② 飼料製造工程における残留量の減衰に係る研究：輸入時に臭化メチルくん蒸された飼料植物について、加工工程を経ることによる残留量の減衰傾向の特定
- (2) 臭化メチルの代替剤としてヨウ化メチルによる新たな消毒措置を導入するため、農薬登録に必要な試験データの整備に係る基礎情報を収集した。

2 農薬用マスク保護具研究調査事業

- (1) 農薬散布者の健康安全を確保するため、農薬使用時のマスクその他の保護具の適正着用の普及を図るため、4月に「農薬用保護マスク研究会」を「農薬用マスク保護具研究会」に改称し、事務局として、マスク、不浸透性手袋、防除衣、保護メガネの適正着用・使用に係る普及用動画「命を守る15分動画」を完成し、ホームページで公開するとともに講習等において活用した。また、「農薬散布に使用するマスクの手引き」(15版)及びチラシを印刷・配布するとともに、改訂作業を実施した。
- (2) 県、JA、直売所等が実施する農薬安全使用講習会等にマスク専門家を講師として派遣し、マスクフィッティングテスターやビデオなどを用いたマスク保護具の適正着用講習を実施した。本年度は、1都1府22県34回(昨年6県23回)で受講者1,896名(昨年898名)を対象に実施した。このうち1都1県(438名)はオンラインによるリモート講習を実施した。
- (3) 農薬登録されている全ての農薬ごとに登録内容に従って使用する適正なマスクの種類が分かるように作成した検索性ファイルを当会ホームページにおいて公開し、更新(第9版)した。

3 蒸熱消毒研究調査事業

蒸熱消毒研究会を12月23日に開催し、条件付き輸入解禁要請に関する検証の現状、輸出検疫協議の状況、蒸熱消毒に関する最近の情勢などについて、農林水産省植物防疫課担当官を交えて、情報提供及び意見交換を実施した。

IV その他の事業

1 梱包材等輸出検疫関係事業

- (1) 輸出梱包材のくん蒸消毒証明について、(一社)全国植物検疫協会と契約し防除業者の認定審査、技術指導等の事業を実施した。
- (2) 輸出車両、機械及び部品のくん蒸証明に関して、ニュージーランド及び豪州政府に対しくん蒸会社会員を海外処理業者としての承認申請した結果、正式に承認された。このため、これらの会員が実施する車両、自動車部品、建設機械等のくん蒸及び証明について、規則等の情報を提供するとともに技術的支援や相手国との調整などを行った。
- (3) 輸入国の検疫要求に基づく少量の農産物(コメ)のくん蒸処理、金属類に対するくん蒸剤の影響調査のためのくん蒸処理を行った。

2 広報活動

- (1) 機関紙「日くん協だより」を4回発行するとともに、「くん蒸の理論と実際」等の各種講習会用テキスト、くん蒸剤安全性に関するパンフレット等を印刷発行した。
- (2) くん蒸作業安全教育及び農薬の安全性等について、会員への周知や資料配布を行った。
- (3) 当会ホームページ(URL:<http://www.nikkunkyo.or.jp>)を運営し、くん蒸技術開発、安全対策、保護具の対策、消毒証明事業などの活動を紹介した。また、植物検疫くん蒸安全使用講習会(再講習)及び輸出木材くん包材技術講習会についてはホームページを活用して実施した。

3 調査

安全で効果的かつ経済的なくん蒸技術と大気保全に係る内外の情勢等について情報の収集を行い、一部は機関紙「日くん協だより」に掲載した。

4 くん蒸用供試虫、供試菌の提供及び効果判定

くん蒸用供試虫の飼育・提供、くん蒸効果確認及びくん蒸消毒実施証明を行った。また、殺菌効果判定用供試菌についても培養・提供・効果判定を行った。

本年度は、供試虫、菌の提供サンプル数はそれぞれ638件(昨年672件)、594件(同664件)で、効果判定についてはそれぞれ160件(同181件)、153件(同179件)となった。

5 JICA ミバエ類殺虫技術研修

(独)国際協力機構(JICA)が実施する2022年度課題別研修「農産物を輸出するための実践的植物検疫技術(ミバエ類殺虫技術)」コースに関する業務について、6月7日付けで研修受託契約を締結し実施した。本年度は、遠隔研修と来日研修の組合せで実施した。

(1) 遠隔研修: 7月4日から29日まで、オンラインにより自国でミバエ類殺虫技術に関するビデオ動画を教材として基礎的な知識を習得した。来日予定の6名(カンボジア、エジプト、フィリピン、タイ、ベトナム及びパラオ各1名)及びオブザーバー4名(タイ1名及びパラオ3名)の計10名が受講した。

(2) 来日研修: 那覇植物防疫事務所において、8月16日から11月29日まで、5名(エジプト、フィリピン、タイ、ベトナム及びパラオ各1名)が、ミバエ類の分類、飼育法、殺虫処理法、寄生果作成、果実障害、統計処理等々を受講した。

当会は、インターネット回線によるビデオ通話を用いて、受講状況把握、研修視聴、研修員インタビュー等と通じて研修評価作業を行うとともに経理全般を実施した。

6 その他

(1) 植物検疫に係る防除に関する情報及び農林水産省等からの連絡文書等、必要な情報の収集及び提供を行った。

(2) 農薬用防護服のJIS規格改正案作成への参加

農薬散布に係る不浸透性防除衣のうち、液状農薬散布者が使用する防護服(JIS T8126)に対応するISO規格が改正されたため、(公社)日本保安用品協会がJIS原案作成委員会を設立して検討が行われ、当会から専務理事が委員として参加した。委員会は、4月から10月までの間に本委員会3回及び分科会8回が開催され、JIS T8126改正のための原案が作成された。

(3) ヒアリ等特定外来生物の消毒基準作成への参加

5月の改正外来生物法の成立に伴い、ヒアリ類が要緊急対処特定外来生物に指定されるとともに、通関前の輸入品等が置かれている土地、施設(倉庫、車両等)に対して消毒廃棄命令が可能となった。このため、環境省は、特定外来生物の消毒基準等の策定を目的として、学識経験者から意見を聴取するため、特定外来生物消毒基準等専門家会合(1月18日及び2

月 17 日)を開催し、当会から専務理事が専門家として参加した。

(4) 輸入植物検疫を巡る情勢に関する意見交換会の開催

本年 8 月から開始される輸入植物への検査証明書添付の厳格化やくん蒸剤に関する動向などについて、会員を対象として農林水産省植物防疫課担当官を交えた意見交換会(会場及びオンライン参加)を 2 月 24 日に開催した。

(5) 平成28年7月1日に施行された固定資産税の優遇等を目的とした「中小企業等経営強化法」に基づく審査証明機関として、新たに導入されたくん蒸設備が優遇税制の適用対象になるかを審査することとしているが、本年度の証明実績はなかった。

(6) 令和5年10月1日から開始されるインボイス制度における国税庁適格請求書発行事業者として登録するとともに、電磁保存など電子帳簿保存法への対応を準備した。

V 会員数

	通常会員	特別会員	賛助会員
令和 4 年 4 月 1 日	48	1	37
令和 5 年 4 月 1 日	48	1	36※

※ 退会：令和 5 年 3 月 31 日 (株)エス・ディー・エスバイオテック